

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人らが、避難費用、精神的損害、財物損害（自宅建物・自動車）、ペット（猫）死亡の慰謝料等の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1及び同X2（以下、申立人ら両名を合わせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解契約の範囲

- (1) 申立人X1と被申立人は、本件に関し、別紙損害項目一覧（以下「別紙一覧」という。）記載1の各損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。
- (2) 申立人X2と被申立人は、本件に関し、別紙一覧記載2の各損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。
- (3) 前(1)及び(2)記載の各損害項目は、申立人ら提出に係る申立書（申立人X1については平成〇〇年〇月〇日付け和解仲介手続申立書（追加請求後）及び申立人X2については平成〇〇年〇月〇日付け和解仲介手続申立書）記載の各損害項目による。

2 和解金額

- (1) 被申立人は、申立人X1に対し、別紙一覧記載1の各損害項目に係る和解金として、合計金21,388,822円の支払義務のあることを認める。
- (2) 被申立人は、申立人X2に対し、別紙一覧記載2の各損害項目に係る和解金として、合計金1,738,228円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算条項

- (1) 申立人X1及び被申立人は、平成23年3月11日から同年11月30日の期間に発生した別紙一覧記載1の(1)ないし(5)に掲げる各損害項目に係る賠償請求に関しては、その遅延損害金を含め、本和解契約書に定めるものの外、申立人X1と被申立人との間には何らの債権債務のないことを相互に確認する。なお、上記以外の損害項目については清算条項を設けないこととし、申立人X1から被申立人に対する今後の賠償請求を妨げないものとする。
- (2) 申立人X2及び被申立人は、平成23年3月11日から同年11月30日の期間に発生した別紙一覧記載2の(1)ないし(4)に掲げる各損害項目に係る賠償請求に関しては、その遅延損害金を含め、本和解契約書に定めるものの外、申立人X2と被申立人との間には何らの債権債務のないことを相互に確認する。なお、上記以外の損害項目については清算条項を設けないこととし、申立人X2から被申立人に対する今後の賠償請求を妨げないものとする。

る賠償請求に関しては、その遅延損害金を含め、本和解契約書に定めるものの外、申立人X2と被申立人との間には何らの債権債務のないことを相互に確認する。なお、上記以外の損害項目については清算条項を設けないこととし、申立人X2から被申立人に対する今後の賠償請求を妨げないものとする。

- (3) 被申立人が申立人X1に支払っている仮払補償金1,300,000円、申立人X2に支払っている仮払補償金300,000円については、第3項の和解金の支払いからは控除しないものとし、被申立人の申立人らに対する損害賠償債務の金額が確定した時又は被申立人と申立人との間で行う次回以降の和解において控除の対象とすることとする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年2月27日

(別紙)

損害項目一覧

1 申立人X1

- | | |
|----------------------|--------------|
| (1) 交通費（避難費用） | 金16,000円 |
| (2) 交通費（一時立入費用） | 金82,000円 |
| (3) 宿泊費（一時立入費用） | 金12,600円 |
| (4) 治療費、薬代（生命・身体的損害） | 金4,140円 |
| (5) 引っ越しタクシー代（避難費用） | 金6,720円 |
| (6) 精神的損害 | 金1,420,000円 |
| (7) 建物（区域内の財物） | 金13,397,128円 |
| 但し、別紙物件目録記載の建物 | |
| (8) 家財（区域内の財物） | 金4,750,000円 |
| (9) 自動車 | 金550,000円 |
| 但し、別紙物件目録記載の自動車 | |
| (10) 家財等生活用品購入費 | 金463,603円 |
| (11) ペット（猫）死亡の慰謝料 | 金50,000円 |
| (12) 生活費増加分（避難費用） | 金6,416円 |
| (13) 避難に伴う慰謝料等（避難費用） | 金7,240円 |
| (14) 弁護士費用 | 金622,975円 |

2 申立人X2

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 交通費（避難費用） | 金16,000円 |
|---------------|----------|

| | |
|------------------|-------------|
| (2) 交通費（一時立入費用） | 金28,000円 |
| (3) 宿泊費（一時立入費用） | 金12,600円 |
| (4) 給与等の減収 | 金135,000円 |
| (5) 精神的損害 | 金1,420,000円 |
| (6) 生活費増加分（避難費用） | 金26,000円 |
| (7) ペット（猫）死亡の慰謝料 | 金50,000円 |
| (8) 弁護士費用 | 金50,628円 |

以上

(別紙物件目録省略)

(仲介委員長 吉岡桂輔、仲介委員 加藤俊子、同 本山正人)